平成２３年（フ）第７４１０号
大阪府吹田市桃山台２丁目６番Ｂ21―608号
債務者　中山　悦雄
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４３１号
大阪市都島区中野町４丁目２番24―1008号
債務者　寺下　良太
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５２号
大阪府東大阪市若江北町２丁目８番25号、前住所大阪府東大阪市若江北町３丁目８番25号
債務者　岡田　太輔
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４６８号
大阪市東住吉区田辺５丁目１番32―202号
債務者　鈴木　寅夫
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４９３号
大阪市淀川区野中北１丁目２番37号　アメニティ新大阪２番館１－Ｆ号
債務者　今村　孝典
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３５号
大阪府東大阪市吉原２丁目３番43号　グランドハイツ603号
債務者　田中　哲雄
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５９３号
大阪市西成区中開２丁目２番３―102号
債務者　清水真由美（旧姓吉田・波川・酒井）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２４号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番５―407号、前住所大阪府吹田市江坂町５丁目15番９―701号
債務者　木村　健二
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９０１号
大阪府交野市私部１丁目39番10号
債務者　藤元　　忠
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４３号
大阪府守口市藤田町１丁目16番11号
債務者　井本　照江
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００７号
大阪市住吉区長居東１丁目27番６―203号
債務者　八田　一哉
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０１６号
大阪市淀川区野中南２丁目６番17号　十三文化Ｆ－３号
債務者　古森　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０５３号
大阪市東淀川区大桐２丁目７番16―101号
債務者　大北三三美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０８２号
大阪市都島区高倉町１丁目３番８号　ボアソルテ205号、前住所大阪市都島区都島南通２丁目10番12―204号
債務者　草分　泰弘
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１１５号
大阪市平野区流町３丁目17番14号　シャトー吉崎45号
債務者　石関　克昌
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１１６号
大阪市平野区加美西１丁目13番36―505号
債務者　羽山　嘉子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４９号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目15番34号
債務者　鵜澤亜由未（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９９７号
宮城県白石市東大畑87　雇用促進住宅白石２―103、住民票上の住所宮城県亘理郡山元町山寺字北泥沼224番地24
債務者　深沼ひろえ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係